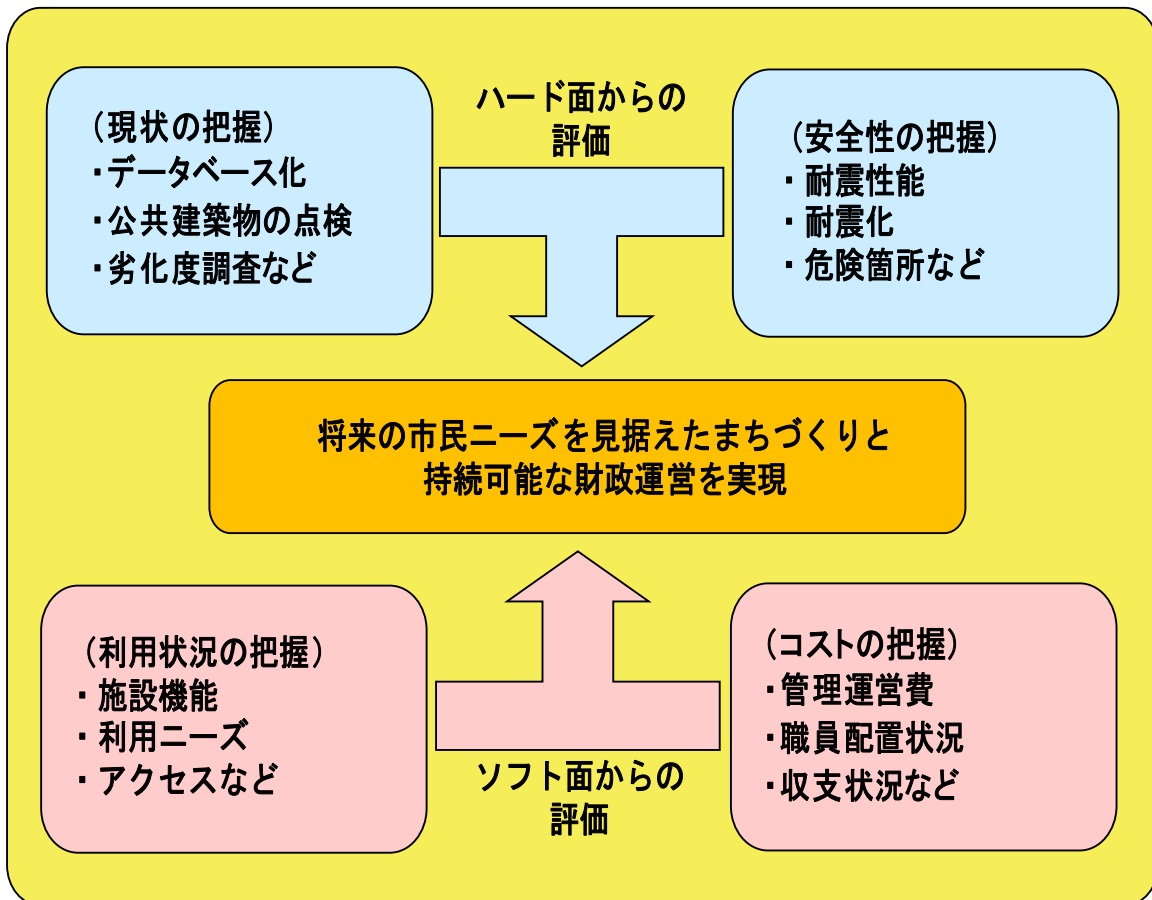


第3章 公共施設マネジメント基本方針

1、総則

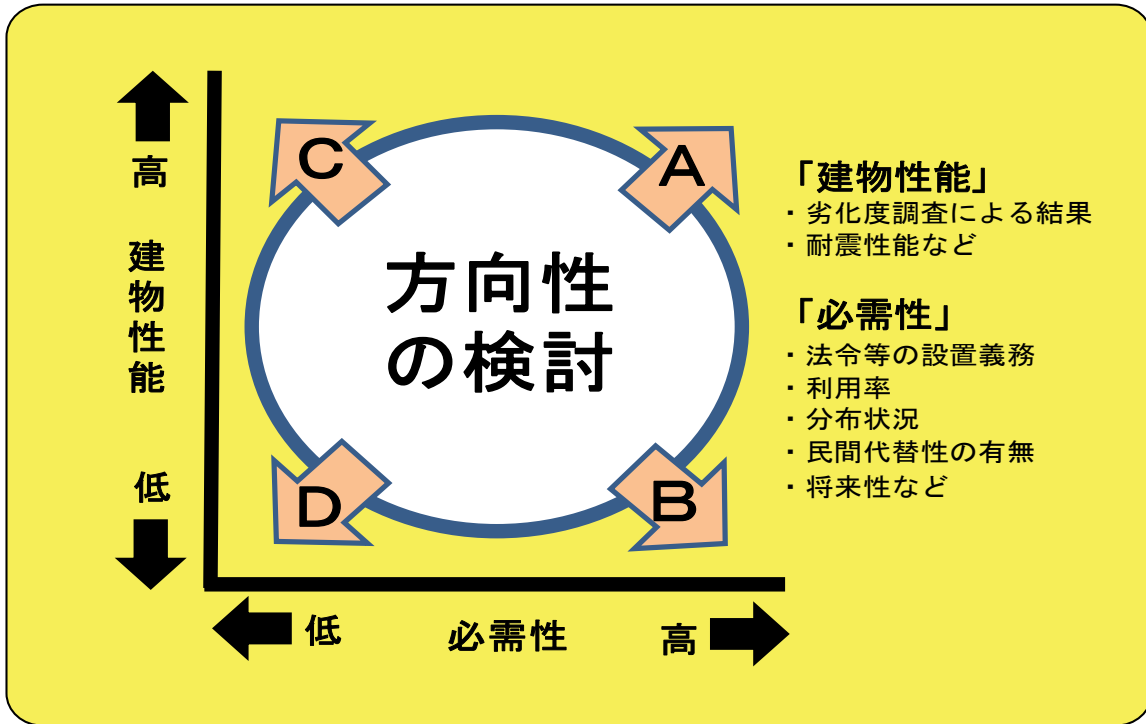
公共建築物の現状や安全性の把握といったハード面からの評価や、利用状況やコストの把握といったソフト面からの評価を適切に行うことで、将来の市民ニーズを見据えたまちづくりと持続可能な財政運営を実現するため、「公共施設マネジメント」を推進します。

また、「量から質へ」の考えを基に、公共建築物の方向性を検討し、「総量の最適化」や「長寿命化」「ライフサイクルコストの縮減」を「公共施設マネジメント」の基本方針として推進することで、良質な市民サービスの提供を目指します。



2、公共建築物の方向性の検討

公共建築物の方向性を検討するにあたっては、建物性能と必需性の両面から個々の施設評価を行うと同時に、広域利用も視野に入れた市全体の配置バランスについての評価も行います。



「方向性検討のイメージ」

次のような例示により公共建築物の方向性を検討します。

A 維持 長寿命化、機能統合(複合化・集約化) など

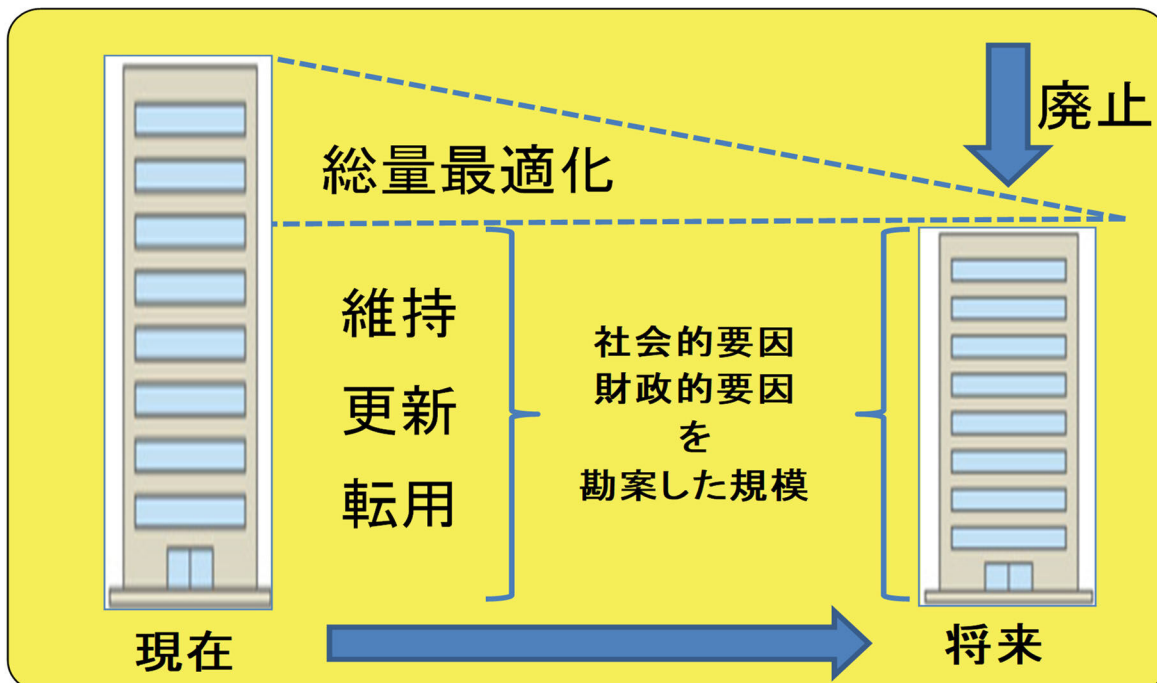
B 更新 建替え、大規模改修、機能移転など

C 転用
D 廃止 用途転換、貸付、売却、譲渡、除却など

基本方針①「総量の最適化」

本市の平成26年度末（2015年3月末）時点での市民1人あたりの公共建築物の延床面積（公共建築物の総延床面積／人口）は、2.84㎡となっています。

将来的にも市民一人あたりの公共建築物の延床面積を計画策定時と同程度維持することを目標とし、総量の最適化を推進します。



●統廃合についての考え方

公共建築物の利用状況等から、施設機能が一定の役割を終えたと判断された場合、建物の耐用年数等により建物性能が低いものについては優先的に廃止します。廃止する際には、安全性確保の観点から公共建築物の除却を前提とし、その跡地については貸付・売却等を行います。

また、廃止をする際に一部の施設機能を維持する必要がある場合等については、他の公共建築物への機能移転を行います。

●機能統合及び用途転換についての考え方

建物性能が維持されているものの、施設機能が一定の役割を終えた公共建築物については、他の用途への転換や民間企業等への貸付・売却等を行います。

同一機能を有する公共建築物が複数存在する場合については、将来的な社会動向も見据えながら、当該施設機能の適正な供給について検討します。

その際には、市全体のエリアを考慮し、同一の施設機能が偏ることの無いように配置することや、施設の規模や地理的条件等を十分に考慮した上で統廃合や用途転換を進めます。

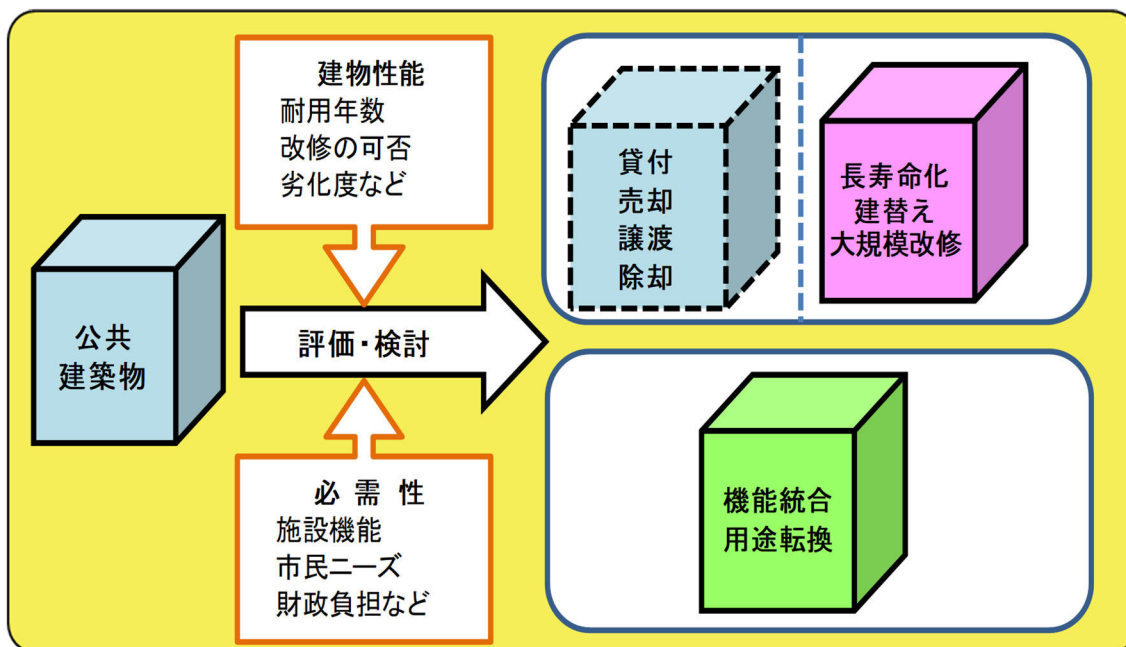
また、地域の国公有財産全体の最適利用を進める目的で国が示した「国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用について（総務省）通知」の趣旨を踏まえた検討を行うとともに、近隣市町村や大阪府所有の公共建築物との機能統合についても検討します。

●更新（建替え）・大規模改修についての考え方

公共建築物の更新にあたっては、基本的に、公共建築物の総量最適化及び施設機能を重視した考え方から、市として当該施設が必要かどうかをゼロベースで検討します。この検討に際しては、老朽化の度合いや市民サービスの提供に対する影響、将来的な市民ニーズ、大規模改修が不可能な理由、財政負担、更新効果等を総合的に検証します。

結果として施設を更新する場合でも、これまでの施設機能や施設規模を継承するのではなく、将来的なニーズ（量や質）を見据えたものとし、他の施設機能との複合化や集約化を前提とします。

なお、更新にあたっては、PFI事業等の民間活力の導入を含め、市の支出の削減・平準化策について幅広く検討します。また、大規模改修を行う際も、同様に老朽化の度合いや市民サービスの提供に対する影響、将来的な市民ニーズ、財政負担、大規模改修効果等を総合的に検証し、他の施設機能との複合化や集約化の実施の可否などを十分に検討します。



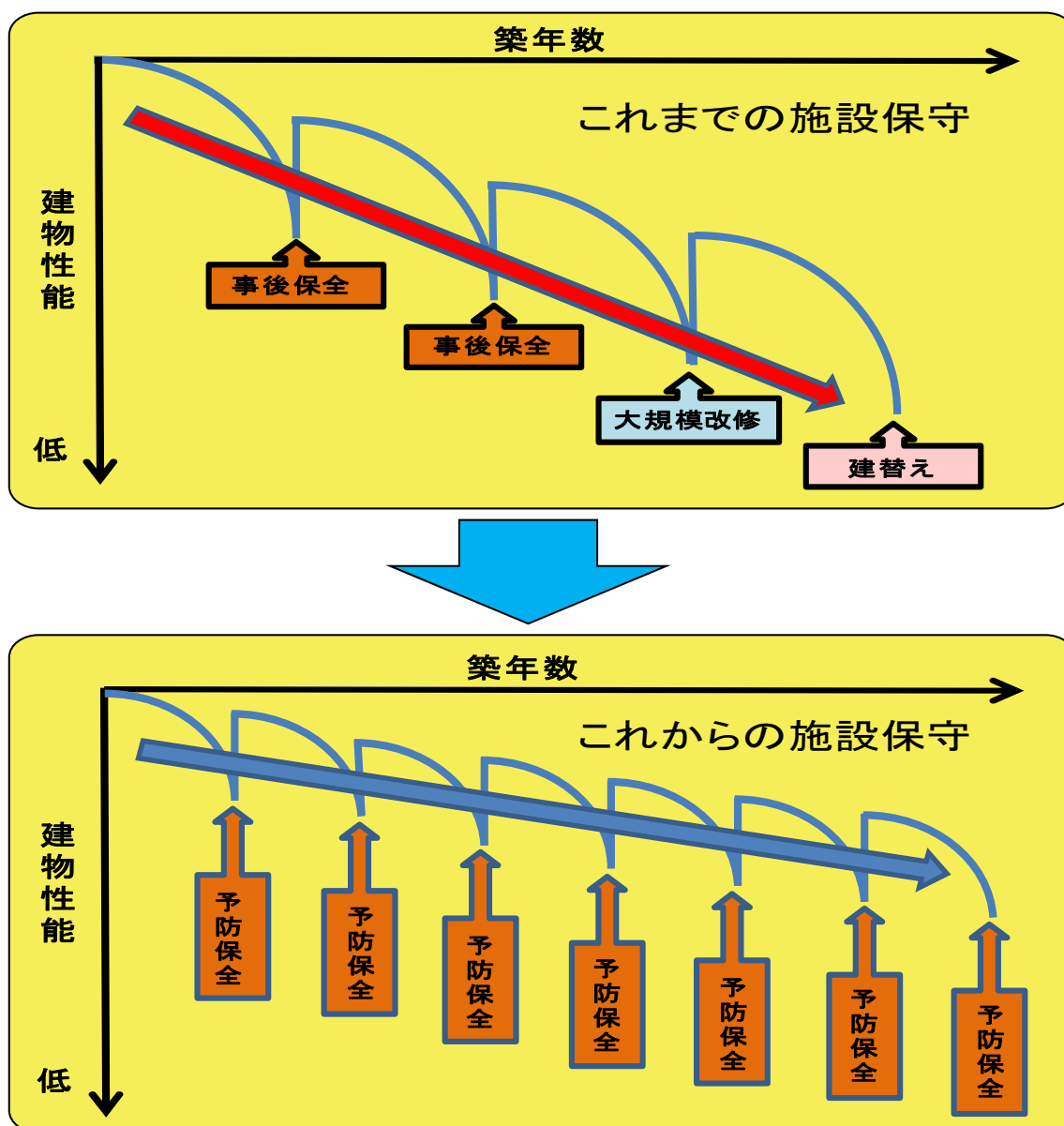
公共建築物について、建物性能（耐用年数や大規模改修の可否・劣化度といった建物の性能）と必需性（サービス面「市民等へのサービスへの影響や、将来的なニーズ、アクセスなどの利便性など」と施設機能面「施設の機能が全部又は一部必要な状態が継続しているか、同一機能が他に複数あるかなど」）の両面からの評価・検討を行います。

基本方針②「長寿命化」

公共建築物は経年により老朽化しますが、同時に、施設に求められる機能・役割もまた変化しています。公共建築物を将来にわたって長く使い続けるため、単に物理的な不具合を直すのみではなく、建物の機能や性能を現在の施設が求められている水準まで引き上げることを長寿命化改修と言います。

これまでは、不具合が生じてから修繕を行う対処療法的な保全（事後保全）を前提に実施してきましたが、公共建築物の長寿命化を進める上では、耐用年数を延ばす技術的な工夫と機能改善が必要となります。

そのため、定期的な点検調査を実施することにより公共建築物の劣化状況を的確に把握し、不具合が生じる前からの保全（予防保全）を計画的に進める手法への転換を図ります。

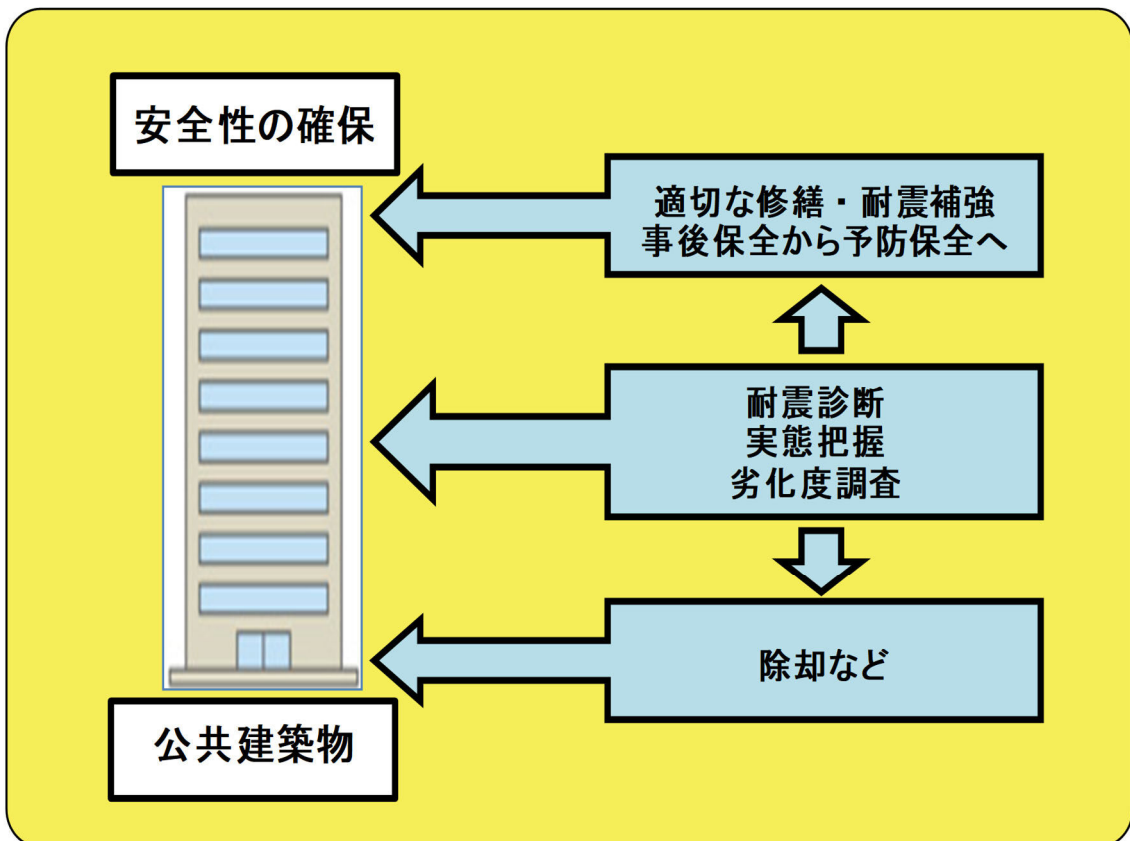


建物性能の低下を緩やかにしながら、建物寿命を延ばす。

●耐震化の推進及び安全確保の実施についての考え方

多くの公共建築物は、防災拠点や避難所等としての重要な機能を担っています。そのため、耐震診断により耐震性能が低いと判断された公共建築物については、災害時に果たすべき施設機能の重要性等を考慮した上で耐震補強や除却等について早急に検討します。また、定期的な公共建築物への劣化度調査の実施により、日頃から公共建築物の実態把握に努めながら安全性の確保を図ります。

なお、東日本大震災における公共建築物の被害状況から考えると、建物の構造体でない非構造部材についての耐震化についても非常に重要であることから、計画的な整備を推進します。



●公共建築物の実態把握及び劣化度調査

▪ 目的

建築基準法では、建築物の所有者又は施設管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないとされています。また、南海トラフ巨大地震等甚大な被害が想定される大規模地震の懸念から、建築物の安全性を確保することも重要となっています。

今後、公共施設マネジメントを実施する上では、本市が保有する公共建築物の実態を的確に把握する必要があることから、定期的な点検を通じて実態把握及び劣化度調査を実施します。

▪ 調査対象建築物

調査は公共建築物（棟）単位とし、本市が保有する公共建築物の内、予防保全の観点から、計画的な維持保全を実施する必要性が高いと判断される公共建築物を調査の対象とします。

対象とする公共建築物（棟）は、下記の条件のいずれかに該当するものとします。

① 公共建築物（棟）の規模によるもの

本市が保有するものの内、計画的な維持保全を実施する必要性が高いと判断されるものを一定以上（約200㎡以上）の規模や用途により分類したもの

② 公共建築物（棟）の用途によるもの

居室（※）が存在するもの

（公共建築物の重要性・利用状況等を勘案し対象とする。）

※居室…執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のために継続的に使用する部屋のこと。

▪ 点検実施者

点検については、施設管理者が実施するものとします。

但し、技術的助言については、建築技術職員が協力する体制を確保します。

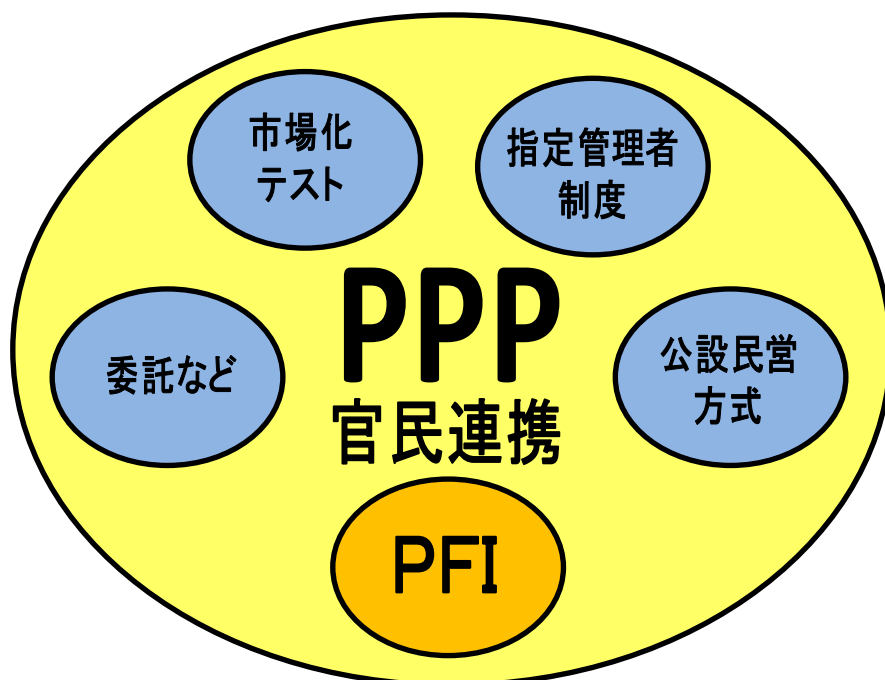
▪ 点検要領

公共建築物の経年劣化が進んでいると考えられる部分を可能な限りリストアップし、点検計画及び点検経路を確定した上で実態把握を行います。そして、把握した現況劣化度と建築後経過年数より総合劣化度を求め、公共建築物のハード面に関する客観的指標とします。

基本方針③「ライフサイクルコストの縮減」

ライフサイクルコスト（LCC）とは、建築物の設計・建設費等の初期費用と建築後に発生する維持管理費・修繕・改修費用、そして最終的に除却するまでの総費用のことです。

LCCの縮減については、公共建築物の長寿命化対策を推進することや設計段階から維持管理費や光熱水費の削減につながる仕様、高耐久の部材を採用するなどと同時に、PFIを含むPPP（官民連携）の促進により民間資本や民間のノウハウを利用しサービスの向上や効率化を目指します。



※PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）

官民が連携して公共サービスの提供を行うスキームで、PFIは、PPPの代表的な手法の一つです。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれます。

※PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。

PF1のタイプ(施設の所有権の移転時期によって区別)

●BTO方式(Build Transfer Operate)

民間事業者が施設等を建設し、施設完成後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。

●BOT方式(Build Operate Transfer)

民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転する事業方式。

●BOO方式(Build Own Operate)

民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する等の事業方式。

●BT方式(DB)(Build Transfer)(Design Build)

民間事業者が施設等を建設し、管理者等の所有権を移転。設計施工一体発注のDBと本質的に変わらない。公営住宅に使われることが多い。(民間資金の活用がない)

●RO方式(Rehabilitate Operate)

民間事業者が自らの資金を調達し、既存の施設を改修・補修し、管理・運営を行う方式。

●コンセッション(公共施設等運営権)

PF1の事業類型(発注者からの支払方法で類型化)

■サービス購入型

民間事業者は、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行う。地方公共団体は、そのサービスの提供に対して対価を支払う事業類型。BTO方式の場合は、施設整備費の割賦量と毎年のサービス料(委託費)を支払う。

■独立採算型

民間事業者が資金調達、施設の建設、運営を行い、利用料金徴収により、資金を回収する。公的部門は施設を所有する権利(所有権、賃貸権、公共施設等運営権)を与えるのみで、建設・運営のリスクは民間が負担する。

■ジョイントベンチャー型

サービス購入型と独立採算型の併用。

3、管理に関する実施方針

公共施設の修繕や更新を行う場合、公共施設マネジメント基本方針における具体的な考え方や取り組み内容について検討を行うとともに、以下の実施方針についても検討を行うこととします。

(1) ユニバーサルデザイン化の推進

障がいの有無や年齢、性別、国籍などに関わりなく、誰もが使いやすく、安全で便利な社会参加が実現できるよう、ノーマライゼーション（※）の考え方を基本としたユニバーサルデザイン（※）のまちづくりを推進します。その中で公共施設においては、更新時だけでなく、大規模改修や個別改修のタイミングをとらえて、誰もが利用しやすい公共施設になるよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備の推進を図ります。

※ノーマライゼーション・・・障がいの有無に関わらず、他の人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備・実現をめざす考え方。

※ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢、性別、国籍などに関わりなく、誰もが使いやすく、安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方。

(2) 環境配慮型公共施設の推進

国の地球温暖化対策計画や、「富田林市地球温暖化対策実行計画（第4次）」において、公共施設の省エネ化やエネルギー管理の徹底などへの取り組みが掲げられており、今後の公共施設においても、建築物の省エネルギー改修や、再生可能エネルギー（※）の導入の推進を図ります。

※再生可能エネルギー・・・非化石エネルギーのうち、エネルギー源として永続的に利用することができるもの。具体的には、太陽光・風力・地熱・大気中の熱その他自然界に存する熱などを言う。

第4章 インフラ基本方針

第1節 道路

(2023年3月末時点)

	総延長	道路面積
一般道路	29万9,079m	204万3,106㎡
歩行者専用道	9,634m	6万8,199㎡
合計	30万8,713m	211万1,305㎡

1、現状や課題に関する基本的な考え方

本市は、約300km（歩行者専用道含む）の道路を保有しています。

道路施設の維持管理は、舗装をはじめ、道路附属物（街路灯、街路樹、標識、カーブミラー、ガードレール等）、のり面・擁壁、隧道、大型函渠等、膨大な施設を永続的に健全な状態で維持する必要があることから、老朽化が著しく、市民生活に影響、被害が生じると見込まれるものから順次、修繕・更新を実施しています。

今後、高度経済成長期に整備された道路施設、特に独立行政法人都市再生機構（旧日本住宅公団）が建設し、本市に移管されたものが加速度的に老朽化するため、修繕・更新費用の増大や支出期の集中が予想されています。

このことから、道路施設の維持管理は、市民の安全・安心な生活を支える道路ネットワークの確保を目的としながらも、財政負担を勘案した上で、道路ストック総点検の結果等から得られた情報を基に、優先順位を十分に検討します。

2、管理に関する基本的な考え方

●点検・診断等の実施方針

道路施設の点検は、日常点検、定期点検、臨時点検により実施します。

定期点検では、「定期点検要領」（平成31年2月 国土交通省）に基づくものとし、短中期的には、耐用年数を超過した道路施設を点検の対象とします。

長期的には、予防保全が可能な道路施設への劣化予測等を行います。

●維持管理・修繕・更新等の実施方針及び長寿命化の実施方針

点検の結果、老朽化が確認された社会的影響度が大きい道路施設は、優先順位を付与した上で、順次、修繕・更新を実施します。

道路施設は、ライフサイクルコストを勘案した長寿命化対策を前提に維持管理・修繕を行い、更新する際は、長寿命化が期待される工法を検討するなどし、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

●安全確保の実施方針

点検・診断等及び日常パトロールで危険性が認められた道路施設については、即時に通行規制等に対応した上で応急的な措置を行い、その後、安全確保に向けた更新計画（補修・修繕を含む）を策定します。

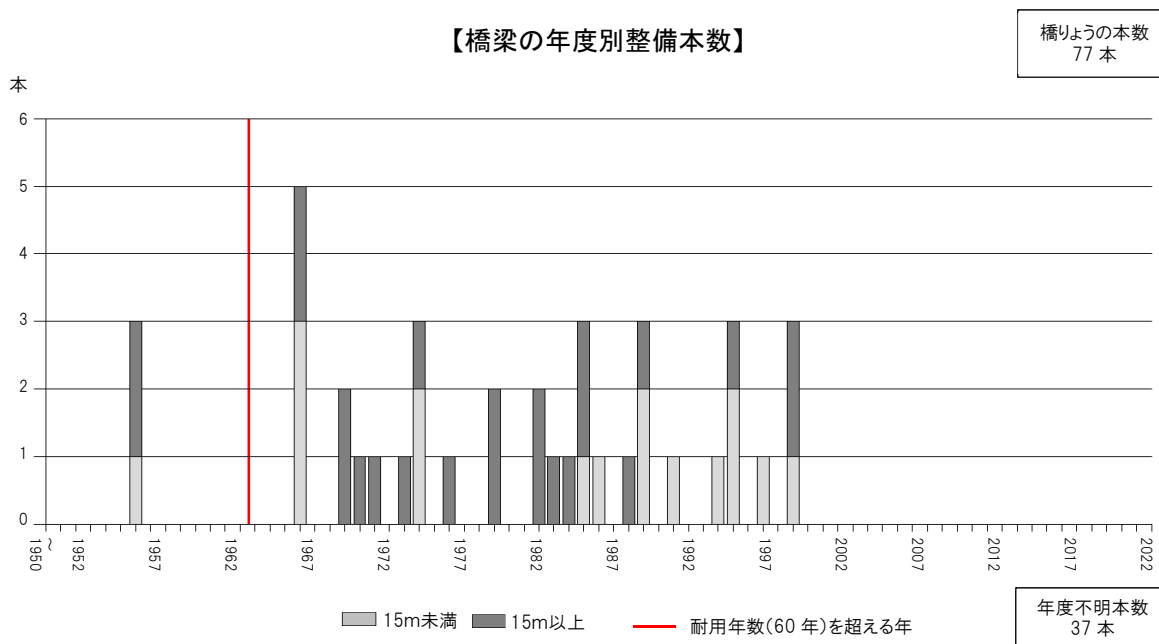
●耐震化の実施方針

杭基礎を有した擁壁等、道路施設に関して耐震基準等が設定されているものは、更新時期に耐震化を検討します。また、照明施設や標識は、その健全度を確保することが耐震化となるため、老朽化したものから順次、修繕・更新等を進めます。

●総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

市民の安全・安心な生活を支える道路ネットワークを健全に維持するために、既存の重要な社会資本である道路施設を、総合的かつ計画的に維持保全することは重要であり、引き続きOJT（日常業務を通じた職員教育）や外部研修を通じて、職員一人一人の技術力の更なる向上を目指すと同時に、維持管理に関してのデータストックを確実にいき、効率的に管理します。

第2節 橋梁



(2023年3月末時点)

1、現状や課題に関する基本的な考え方

本市は、77本の橋梁を保有しています。

現在、3本の橋梁がすでに耐用年数を超過しており、20年後には全管理橋梁のうち約3割(22本)が耐用年数を超過します。

そのため、今後、必要となる橋梁の補修、更新、架替え費用の増大や支出期の集中が予想され、これまでの「悪くなってから対策を行う」という事後保全的な維持管理方法から、「傷みが大きくなる前に計画的に対策を行う」という予防保全的な維持管理方法に移行し、安全・安心な橋梁を維持するとともに、維持管理費用の軽減を図ります。

なお、維持管理については、財政負担も勘案した上で、劣化状況や必要性等から優先順位を適切に検討した上で効率的に実施します。

2、管理に関する基本的な考え方

●点検・診断等の実施方針

橋梁の点検は、全管理橋梁を対象に日常点検、定期点検、臨時点検を実施します。

定期点検では、「道路橋定期点検要領」(平成31年2月 国土交通省)に基づき、5年に1回の頻度で、部材単位と橋梁ごとの健全性を診断します。なお、その実施に当たっては、診断結果等の基礎情報を蓄積し、点検の効率化を図ります。

●維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検により得られた劣化損傷状況、及び健全度を維持するために要するライフサイクルコストを個別の橋梁ごとに算定し、その結果により今後の効果的な修繕及び架替え等の対策を計画します。

●安全確保の実施方針

点検・診断等及び日常パトロールで危険性が認められた橋梁は、即時に通行規制等に対応した上で応急的な措置を行い、その後、安全確保に向けた更新計画（補修・修繕を含む）を策定します。

●耐震化の実施方針

橋梁の耐震化は、落橋防止、橋脚補強を定義とし、優先順位の高い橋梁から落橋防止対策等を引き続き検討します。

●長寿命化の実施方針

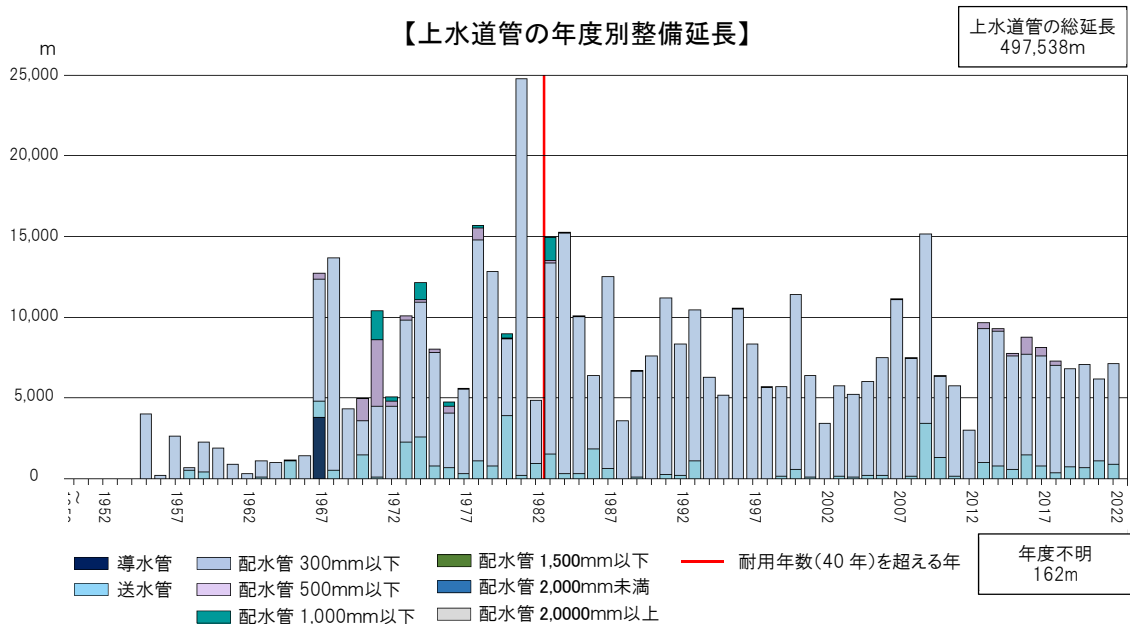
橋梁の維持管理・修繕・更新等の実施方針を基に、予防的な修繕等の実施を徹底することにより長寿命化を図り、修繕・架替えに必要となる経費の増大を回避し、ライフサイクルコストの縮減を積極的に進めます。

●総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本市は、高度経済成長期に築造された橋梁が多く、特に独立行政法人都市再生機構（旧日本住宅公団）より移管されたものは情報量が乏しいことから、各点検を通じて情報収集に努めます。

また、職員の技術力向上を図りながら、橋梁の「点検」「維持」「対策」を繰り返すことにより、「富田林市橋梁長寿命化修繕計画」（平成25年度策定）を着実に推進します。

第3節 上水道



(2023年3月末時点)

1、現状や課題に関する基本的な考え方

本市は、総延長約498kmの水道管を保有しています。

このうち、老朽管（埋設後40年経過）は、約176.1kmで、全体の35.4%になります。

鑄鉄管は、60年以上の性能保持が確認されているため、耐用年数を60年として更新を進めていますが、今後、大量の水道管で老朽化が進むことから、更新費用の増大や管破裂等の事故発生リスクが高くなる可能性があります。また、給水人口が年々減少していることや、節水型機器の普及が進み、給水量が減少しており、水道施設によっては過大となることも考えられることから、今後の更新時に規模等を適正化する必要があります。

そのため、水道施設の更新等については、財政負担も勘案した上で、劣化状況や必要性等より優先順位を適切に検討し、効率的に実施します。

2、管理に関する基本的な考え方

●点検・診断等の実施方針

水道管の点検や診断は、施工に際しての既設管撤去時に内部や管体の状況を確認し、必要に応じて水道管周囲の埋め戻し土を調査し、腐食具合の推定等を行います。

また、水道管漏水調査は、市内を3地区に分け、1年で1地区、3年で市内全域を実施します。

水道施設である浄水施設（浄水場1ヶ所）・送配水施設（配水池14ヶ所、受水場4ヶ所、ポンプ場等12ヶ所）は、電力設備、ポンプ設備、計装設備、中央監視装置、弁類等の点検・診断を、日常の運転管理や専門業者により実施し、現状把握に努めます。

●維持管理・修繕・更新等の実施方針

水道施設の維持管理・修繕は、耐用年数、機器の状態から、修繕や整備時期を決定した上で計画的に行います。また、更新については、耐用年数に基づいた時期を設定し、修繕等で長寿命化が可能な設備は、整備内容を検討します。ただし、維持管理・修繕・更新の何れを行う場合にも、人口の減少等による水需要の将来予測を考慮し、施設の統廃合や能力の見直しを行い、コストの低減化を図ります。

なお、配水池、病院、避難所及び防災拠点を結ぶ水道管（重要管路）は、災害時にも給水が維持できるよう優先的に更新（耐震化）します。

●安全確保の実施方針

危険箇所が認められた水道施設は、迅速に修繕を実施します。また、修繕が不可能な場合は既存のシステムへの影響を考慮した上で、更新又は廃止し安全確保に努めます。

●耐震化の実施方針

主要な水道施設（配水池等）は、既に耐震診断を行い、耐震補強がほぼ完了しているため、災害時の拠点としての性能を確保しています。（非常時の給水拠点等）

また、水道管は、更新時に耐震管の導入を引き続き進めます。

（2023年3月末時点）

耐震管の総延長	割合
254.9 km	51.2%

●長寿命化の実施方針

配水池等の構築物は、定期点検の結果を踏まえて計画的に整備を行い、引き続き、長寿命化に努めます。

長寿命化の具体案としては、耐震管であり長寿命なダクタイル鋳鉄管（GX型）への更新、及び鋳鉄管外部からの腐食を防ぐためにポリエチレンスリーブによる保護を行います。また、製造中止の機器等は交換部品や代替機器を確保し、不具合時に迅速に対応できる体制を整えます。

●統合や廃止の推進方針

給水収益が減少する中で、水道施設の更新を進めるためには、危機管理面等、あらゆる角度から水道施設の必要性・将来性を分析しながら、ダウンサイジングや近隣施設との統廃合での管理施設の減少によるコストダウンを図ります。その中では、大阪広域水道企業団の送水管が新たに市内に敷設されることに伴い、水道施設の統廃合を図っていきます。

また、現在、大阪府を中心に水道事業の運営基盤強化として府域一水道に向け、水道基盤強化計画を策定し、広域連携等の具体的取り組みを進めています。

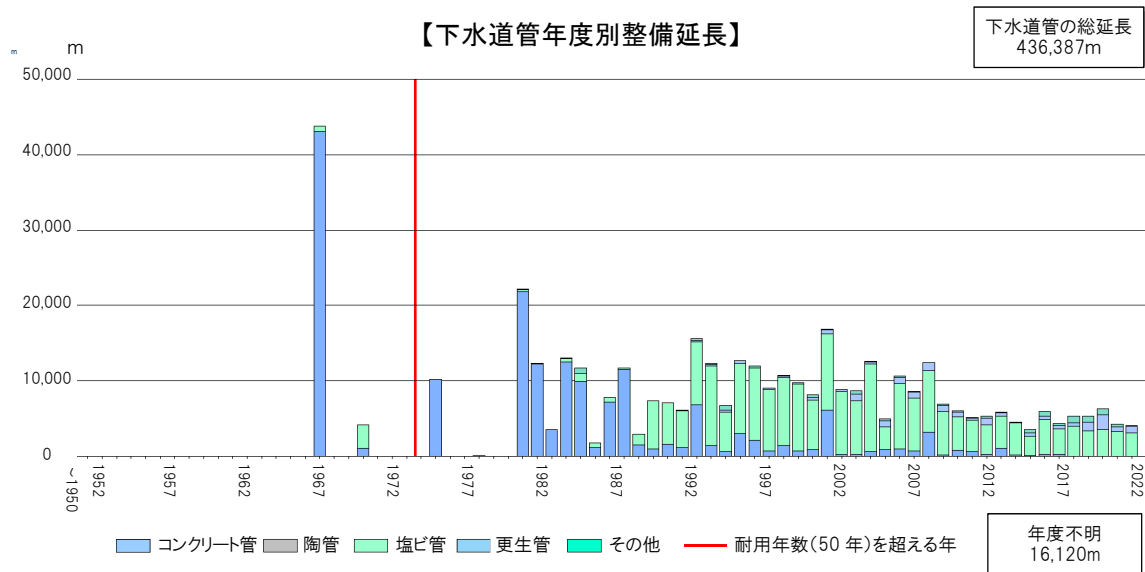
●総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本市水道事業では、「富田林市水道事業ビジョン」を基に「財政収支計画」・「富田林市水道事業整備計画」を実施しています。水道事業を取り巻く環境の変化にも対応するため、計画の改訂も行いながら、理想像である「安全・安心な水道」・「強靱な水道」・「持続可能な水道」を実現するため、事業を進めています。

また、水道事業の基盤強化を図り、持続可能な事業運営を目指すため、大阪広域水道企業団との統合に向けた協議・検討を行っています。

このほか、計画の取組みと同時に、職員の技術力を向上・維持するため、外部研修（大阪広域水道企業団、大阪市水道局、日本水道協会等）の受講やOJTにより、水道施設の管理に対して体制強化を図ります。

第4節 下水道



(2023年3月末時点)

1、現状や課題に関する基本的な考え方

本市は、総延長約436kmの下水道管を保有しています。

本市の汚水処理については、「新富田林市生活排水対策基本計画」に基づき、公共下水道事業区域及び公共浄化槽事業区域を定め、効率的な整備に努めています。

公共下水道事業においては、特に昭和40年代の高度経済成長期から開発された大規模住宅団地（金剛地区・金剛東地区）内の下水道管が更新時期を迎えており、今後、更新費用の増大や破損等に起因する道路陥没等が懸念されます。

特に昭和50年代から60年代に開発された住宅団地を中心にコンクリート製下水道管の浸入水等による終末処理場への圧迫や、機能停止を避けるための対策が必要となります。

また、公共浄化槽事業においても、事業開始から約18年が経過していることから、将来、計画的な改築更新を見据えた計画の策定が必要となります。

このことから更新等については、財政負担も勘案し、事業費の平準化も見据えたうえで、劣化状況や必要性等から判断し、適切に実施します。

2、管理に関する基本的な考え方

●点検・診断等の実施方針

下水道施設の効果的な更新を進めるためには、管路内の実態を確認するカメラ調査が必要となります。老朽化が年々進行することから、対策工事が5年程度で完了できる範囲で調査を実施し、長寿命化等の対策工事を実施することになります。

このことから、施設台帳や資産台帳の既存資料から下水道施設の経過年次、管材料、修繕履歴等のデータを参照し、地区ごとの緊急度を順位付けした上で、5年ごとの長寿命化等改築計画を策定します。

●維持管理・修繕・更新等の実施方針

地方公営企業会計の適用に伴い、施設台帳にも資産額を記録し、長寿命化等の更新（簡易な修繕等は除く）を実施した箇所については、新たな資産額を上乗せする等、施設ごと（下水道管においてはスパンごと）の整備費用の明確化を図ります。

さらに、軽微な修理等についても実施状況を記録し、排水不良等が頻繁に発生する箇所は、定期的に清掃を行う等、汚水の溢水を予防します。

浄化槽は、過去の管理データを蓄積し、状態変動の早期把握に努めながら、引き続き、早期対応を推進します。

●安全確保の実施方針

下水道施設が市民生活等に及ぼす主な危険性は、埋設土砂の流出による道路陥没が挙げられますが、これを未然に防ぐには、特に道路管理者による道路パトロール等より得られる情報を活用することが有効となります。そのため、今後も道路管理部署との連携を密に図り、下水道施設に起因すると思われる路面の沈降等が確認された場合には、迅速に対応できる連絡体制を維持します。

●耐震化の実施方針

樹脂製の下水道管は、概ね耐震基準を満たしていますが、コンクリート製の下水道管は、長寿命化対策の対象であり、更新時等に耐震化を進めます。

震災対策としては、ポンプ施設や管路橋等のウィークポイントに対して集中的に安全対策を講じます。また、各汚水マンホールポンプの貯留量が、数十分程度の流入相当量しかないため、震災等による大規模停電時の対策についても検討します。

●長寿命化の実施方針

公共下水道事業では、これまでも老朽化対策として、平成25年度（2013年度）に「下水道長寿命化計画（第1期）」を策定し、金剛地区の下水道施設の長寿命化に取り組んでおり、平成29年度（2017年度）には、「下水道長寿命化計画（第2期）」を策定し、金剛東地区及び加太・五軒家地区を対象にPFI手法を活用した取り組みをすすめています。

令和6年度以降は、昭和50年代から60年代に開発された住宅団地を中心に布設したコンクリート製の下水道管において浸入水対策の抜本的な調査と改築更新（長寿命化対策）を検討します。

また、公共浄化槽事業においても、予防保全の観点からの維持管理を行うことで、設備等の長寿命化対策に取り組めます。

●総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共下水道事業については、国においても包括的民間委託や上下水道事業の一体化等の新たな仕組みの構築が未だ研究段階であり、今後の国等の進展を注視しつつ、将来の管理体制を検討します。

公共浄化槽事業については、既にPFI手法を導入し、民間のノウハウを活用した長期にわたる安定的な管理を実現しており、令和5年度（2023年度）からは、生活排水100%適正処理を達成するため、第3期事業に着手しています。

今後は、更なる効率化等を目指し、管理体制の構築の検討を行います。

第5節 公園

1、現状や課題に関する基本的な考え方

本市は、217箇所（都市公園96箇所、児童遊園121箇所）の公園施設を保有しています。

これらの公園施設の老朽化が進む中で、日常的な点検や維持保全（清掃・保守・修繕）により安全性の確保、機能保全を図りつつ、定期的に遊具の点検等を行い、改築・更新を行う必要があります。

維持管理については、財政負担も勘案した上で、劣化状況や必要性等により優先順位を適切に検討し、効率的に実施します。

2、管理に関する基本的な考え方

●点検・診断等の実施方針

公園の遊具については、安全・安心に使用できるよう、法で定められた頻度で遊具の劣化や損傷状況を把握します。また、それ以外の設備についても、日常点検を随時実施し、施設の劣化や損傷を把握します。

●維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持保全と日常点検を随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、劣化や損傷をした施設の修繕・更新を行います。

●安全確保の実施方針

点検等により、公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防します。

●長寿命化の実施方針

公園施設の長寿命化については、都市公園93箇所を対象に計画を策定しており、安全・安心を確保しつつ、重点的・効率的な維持管理や更新を行っていくため、緊急度に基づいた優先順位で対策を進めます。

健全度調査の結果が計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、見直しを行い、公園の利用状況を考慮しつつ施設の廃止や集約化等を検討します。

●総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

長寿命化計画に基づき、計画的な施設管理を推進します。また維持保全や日常点検は、市の職員、外部への委託により随時実施します。